



再処理規則改悪に 原子力ムラ出身委員の暗躍

永田 文夫 (三陸の海・岩手の会)

なぜ「蒸発乾固」が再処理工場高レベル廃液の重大事故なのか、高レベル廃液が“蒸発乾固”で収まるのならば廃液のガラス固化は必要無いではないか。“蒸発乾固”後の乾固体の崩壊熱による溶融・揮発・化学爆発こそが重大事故ではないのか等が疑問でした。

2020年5月の原子力規制委員会資料に、重大事故“蒸発乾固”的注釈として「高レベル廃液等の冷却機能が喪失した場合に、廃液等の沸騰により溶液中の水分が蒸発し、やがて水分が無くなり、最終的には溶質が乾燥・固化に至るまでの一連の現象をいう」とあり、蒸発乾固後は対策の対象とされていないことがわかりました。

1957年9月に旧ソ連マヤーク核兵器用再処理施設で起こった高レベル廃液貯蔵タンクの冷却喪失による事故“ウラルの核惨事”では廃液の乾固体が硝酸塩爆発を起こし貯槽が破裂、ほぼ全ての内容物が環境に放出されました。誰が高レベル廃液の重大事故を“蒸発乾固”と定義（使用済燃料の再処理の事業に関する規則第1条の3）したのでしょうか。

疑問解消の手がかりは第15回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合（2016.11）資料にあります

た。ここで六ヶ所再処理工場のUPZ（緊急時防護措置準備区域）が原発（半径30km）よりも狭い5kmとされました。資料4に「IAEA基準では再処理施設の災害対策上のハザードを……③大容量液体貯槽の破裂（蒸発乾固）……と定めている」とあります。福島みずほ議員を通じIAEA原典はNo.GS-G-2.1と回答を得て確認したところ、「大容量液体貯槽の破裂」とあり「(蒸発乾固)」は記載なしとわかりました。

検討チーム各委員がIAEAも“蒸発乾固”を重大事故としている誤解する「文書改ざん」を規制委員会が行なっていました。会合は、高レベル廃液の“蒸発乾固”止まりの環境放出過小放射能量を基に脅威区分をII（原発はI）とし、IAEAの別基準を基にUPZを5kmとした日本原燃の説明をそのまま承認したのです。

IAEA基準は各核施設の保有している放射能量から脅威区分を定めており、六ヶ所再処理工場の現有高レベル廃液中のストロンチウム90だけでもその脅威区分I基準の数十倍を超え、プール貯蔵の使用済燃料も100倍を超えており、再処理工場は脅威区分I、UPZは30kmの施設になります。しかし規制委員会は、IAEA基準はあくまでも推奨であ

り、各国のやり方で良いとし、日本原燃提出の環境放出放射能量によりその脅威区分を認め、脅威区分IIとしたわけです。検討チームの座長は田中知委員でした。

高レベル廃液の重大事故を“蒸発乾固”と定義したのは2013年4月開始の「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム会合」です。ここでは更田豊志委員が座長になり、再処理工場は私の技術によるので、仮基準「廃液貯槽の冷却喪失」を参考に決めるとして、IAEA基準「大容量液体貯槽の破裂」は隠ぺいされて検討されました。故高木仁三郎氏は蒸発乾固について「この段階では、まだ放射性物質の放出は問題にならない」（『再処理工場の大事故評価』『科学』1977年5月号）と述べています。

このような重大事故定義やUPZの過小評価の背景に、検討チーム責任者として原子力ムラの意向を実現させた日本原子力研究開発機構出身の更田豊志委員（現委員長）、原発メーカーや日本原燃等から寄付金等を受領していた田中知委員の存在があります。原子力規制委員会設置法では、利害関係がある人物は委員に選任されないことになっていますが無法状態であり、このような人選を許さない運動の必要性を痛感しています。